

## **講習日程 (2026年4月～2026年9月)**

高松会場



※掲載日程は変更する場合がありますのでご了承ください。  
※講習中止、臨時開催の情報はWebサイトをご覧ください。

○=窗口業務休業日



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。  
※受講料は、テキスト代を含みます。※金額はすべて消費税込みです。  
※助成金適用コースの場合でも受講料はかかりません。助成金の内容については、下部をご覧ください。

## 1 小型移動式クレーン運転技能講習(定員8名)

つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転  
(道路上の走行を除く)

登録番号:香労登録第107号／登録の有効期間の満了日:2030.3.29

コース	日数	時間(学科／実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
I	3	20(13/7)	特になし	○	—	55,000円
J	3	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	50,000円

## 2 玉掛け技能講習(定員10名)

つり上げ荷重が1トン以上の  
クレーンの玉掛け業務

登録番号:香労登録第109号／登録の有効期間の満了日:2030.3.29

※開催日1週間前の時点で、ご予約が3名以下の場合は中止とさせていただきますのでご了承ください。中止の場合はセンターよりご連絡を差し上げます。

コース	日数	時間(学科／実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
H	3	19(12/7)	特になし	○	—	29,000円
H1	3	16(9/7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	—	27,000円

## 3 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習(定員10名)

機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く)

登録番号:香労登録第108号／登録の有効期間の満了日:2030.3.29

コース	日数	時間(学科／実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
N	6	38(13/25)	特になし	○	—	120,000円
D	3	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に6ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要) <b>*定期開催しておりません。ご希望の方はお問い合わせください。</b>	○	—	56,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要)	○	—	49,000円

## 特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの

コース	コース名	日数	時間(学科／実技)	業務内容	助成金	給付金	受講料
Tr	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用)運転	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—	21,000円

## 出張講習(8名様より承ります)

※別途出張講習費用が発生します

コース	コース名	日数	時間(学科／実技)	業務内容	助成金	給付金	受講料
Tg	自由研削といしの取替え等(特別教育)	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	—	14,000円
Te	不整地運搬車運転(特別教育)	2	12(6/6)	最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—	21,000円
2i1	テールゲートリフターの操作の業務(特別教育)	1	6(4/2)	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務	—	—	17,000円
To2	小型車両系建設機械(解体用)運転(特別教育)	1	5(3/2)	機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了者向け <b>*受講条件:コペルコ教習所の修了証をお持ちの方に限ります</b>	○	—	13,000円
Tv	ローラー(締固め用)(特別教育)	1.5	10(6/4)	締固め用機械の運転業務	○	—	20,000円
2d1	足場の組立て等作業従事者(特別教育)	1	6(6/—)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上または堅固定床における補助作業の業務を除く)	○	—	14,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業(特別教育)	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)	○	—	16,000円
3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14/—)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	—	—	25,000円
3d	刈払機取扱作業者(安全衛生教育等)	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	—	—	14,000円

●出張講習、臨時開催、掲載していない講習などについてお問い合わせください。

## ■助成金を利用して、受講料負担を軽減

## ■制度対象の講習を多数開催しています

### 〈建設事業主等に対する助成金制度〉

中小建設事業主が従業員に技能資格を取得させるため、教習機関に委託して技能講習などを受講させた場合に、厚生労働省(労働局管内における施設)からその経費の一部が事業主に対して助成される制度です。

### 〈助成金の種類〉

・経費助成金 ・賃金助成金

※助成金などの申請・受給の手続き方法、その他詳細は所轄の労働局またはハローワークへお問い合わせください。

※制度の詳細については、厚生労働省Webサイトをご確認ください(検索ワード:建設 助成金)。

建設業の法人様へ  
**人材開発**  
**支援助成金の**  
**ご案内**